様式第一号（一）（第五条関係）

（第１面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）

 　　　 　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　都道府県知事　　　　　　殿

（市長又は区長）

 　　　　 　　　　　　 届出者

 　　　　 　　　　　　 　住　所

 　　　　 　　　　　　　氏　名

 　　　 　 　　　　　　　 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

 　　　　 　　　　　　　電話番号

 　　　　 　　　　　　　資本金の額又は出資の総額

 　　　　 　　　　　　　 従業員数

 　　　　 　　　　　　　 業　種

 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第８条の規定に基づき、平成　　年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び

処分の状況等を届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  事業場の名称 |  |  特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名 |  |
|  事業場の所在地 |  電話番号 |

　①前年度の４月１日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 廃棄物の種類 | 番号 | 量（単位） | 廃棄物の型式等 | 区分 | 保管の状況 | 参考事項 |  |
| 製造者名 | 型式 | 製造番号等 | 製造年月 | 容量等 | 容器の性状 | 囲い等の有無 | 分別・混在の別 | 漏れ等のおそれ |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 高濃度低濃度 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（日本工業規格　Ａ列４番）

（第２面）

　②前年度中に新たに発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物の種類 | 番号 | 量（単位） | 廃棄物の型式等 | 区分 | 発生年月日 | 発生場所 | 参考事項 |
| 製造者名 | 型式 | 製造番号等 | 製造年月 | 容量等 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 高濃度低濃度 |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 ③前年度中に他の事業場から移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 廃棄物の種類 | 番号 | 量（単位） | 廃棄物の型式等 | 区分 | 移動年月日 | 移動元の事業場の名称及び所在地 | 移動元での番号 | 参考事項 |  |
| 製造者名 | 型式 | 製造番号等 | 製造年月 | 容量等 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 高濃度低濃度 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|
|  | 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（第３面）

 ④前年度中に他の事業場へ移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物の種類 | 番号 | 量（単位） | 廃棄物の型式等 | 区分 | 移動年月日 | 移動先の事業場の名称及び所在地 | 参考事項 |
| 製造者名 | 型式 | 製造番号等 | 製造年月 | 容量等 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 高濃度低濃度 |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　⑤前年度中に自ら処分したポリ塩化ビフェニル廃棄物

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 廃棄物の種類 | 番号 | 量（単位） | 廃棄物の型式等 | 区分 | 処分年月日 | 処分方法 | 処分後の廃棄物の種類、処分方法及び処分先 | 参考事項 |  |
| 製造者名 | 型式 | 製造番号等 | 製造年月 | 容量等 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 高濃度低濃度 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|
|  | 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（第４面）

　⑥前年度中に処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物（電子情報処理組織の使用の有無：　　　　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物の種類 | 番号 | 量（単位） | 廃棄物の型式等 | 区分 | 運搬方法 | 引渡し年月日 | 処分受託者の名称及び事業場の所在地 | 参考事項 |
| 製造者名 | 型式 | 製造番号等 | 製造年月 | 容量等 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 高濃度低濃度 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　⑦前年度の３月３１日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 廃棄物の種類 | 番号 | 量（単位） | 廃棄物の型式等 | 区分 | 保管の状況 | 参考事項 |  |
| 製造者名 | 型式 | 製造番号等 | 製造年月 | 容量等 | 容器の性状 | 囲い等の有無 | 分別・混在の別 | 漏れ等のおそれ |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 高濃度低濃度 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（第５面）

　⑧ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 製品の種類 | 番号 | 量（単位） | 製品の型式等 | 区分 | 使用の状況 | 参考事項 |
| 製造者名 | 型式 | 製造番号等 | 製造年月 | 容量等 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 高濃度低濃度 |  |  |
|  　合　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　⑨届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の１００分の５０以上に相当する数又は額の 株式又は出資を所有する法人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額 |  |  |
| 法人の名称 | 所有する株式の数､出資口数又は出資価額 | 住　所 | 代表者の氏名 | 資本金の額又は出資の総額 |
| 割　　合 |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（第６面）

　備考　１．この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、６月３０日までに提出すること。

２．「業種」には、日本標準産業分類（平成５年１０月総務庁告示第６０号）による分類を記入すること。

３．「⑧ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」には、今後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となり得るポリ塩化ビフェニルを使用する製品について記入すること。

４．「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。（例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。）

５．「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物にあっては種類ごとにそれぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成１３年度の状況を届け出る場合の例：１３－００１）を、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品にあっては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。

６．「量（単位）」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。

７．「廃棄物の型式等」の欄には、高圧トランス等の銘板に記載されている「製造者名｣、｢型式｣、｢製造番号等｣、｢製造年月｣ 及び「容量等」を記入すること。なお、「製造番号等」については製造番号又は試験番号を記載すること。

８．「区分」の欄には該当するものに○印を付すること。なお、「低濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成１８年７月環境省告示第９８号）第２項第１号から第３号までに掲げる産業廃棄物をいう。また、「高濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の区分が判別できない場合は「参考事項」の欄に「区分不明」と記入すること。

９．「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入すること。（例：「耐食性の金属容器で保管」「容器に収納されていない」）

１０．「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。

１１．「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。

１２．「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

１３．「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第３８条第４項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のＰＣＢ使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。（例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ＰＣＢ濃度△mg/kg」「今後分析予定」）

１４．「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニルを使用する製品）の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。

１５．「処分方法」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の方法を具体的に記入すること。（例：焼却、脱塩素化分解）

１６．「処分後の廃棄物の種類、処分方法及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類、処分方法及び処分先を記入すること。

１７．「運搬方法」の欄には、自社運搬又は委託運搬の別を記入すること。

１８．「引渡し年月日」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を運搬業者又は処分業者に引き渡した年月日を記入すること。

１９．「処分受託者の名称及び事業場の所在地」の欄には、処分受託者の名称及び処分受託者が受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を実際に行う事業場の所在地を記入すること。

２０．「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入すること。（例：「○×工場の第一機械室で変圧器として使用」）

２１．この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬又は処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第１２条の３第２項から第４項まで又は第１２条の５第５項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりＡ３判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、６月３０日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第１２条の５第４項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から１０日以内に提出すること。

２２．前年度の３月３１日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物又は使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、その前年度までに届出書に写真を添付していないものについては、整理番号ごとにそれぞれその廃棄物が特定できる写真を添付すること。

２３．その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。

２４．都道府県知事が定める部数を提出すること。